

指定特定相談支援事業所のご利用について



障害のある人が住み慣れた地域で希望を叶え、安心して暮らしていけるよう様々な福祉サービスや福祉制度についての情報提供や調整を行い、手続きをお手伝いします。その上でサービスの利用に向け、個々のニーズに応じた「サービス等利用計画」を作成します。

福祉サービスを利用するためには、障害者手帳とは別に「障害福祉サービス受給者証」等の取得が必要です。また、サービスの種類により、障害支援区分が必要な場合があります。そのためには、障害支援区分の認定調査を受けることが必要になります。

恵風会 各種サービス

生活介護

障害支援区分 3 以上 (50 歳以上は、区分 2 以上)

就労継続支援B型 障害支援区分がなくても利用することができます。

就労継続支援 B 型を利用する際に、一般就労の経験がない場合は「就労移行支援」で一定期間アセスメントを受け、就労に関する意欲や態度、能力などの評価を受ける必要があります。

施設入所支援

障害支援区分 4 以上 (50 歳以上は、区分 3 以上)

共同生活援助(グループホーム)

障害支援区分 1 以上

短期入所

障害支援区分 1 以上

日中一時支援 障害支援区分がなくても利用することができます。

生活や余暇を豊かにするための支援や家族の負担を一時的に軽減することを目的に利用することができます。

まずは、相談支援事業所にご連絡ください。

放課後等デイサービス



*指定障害児相談支援事業所にご相談ください。

福祉サービス受給者証(通所受給者証)が必要です。

まずは、こども健康課や行政サービスセンター(こども福祉係)、保健福祉センター、指定障害児相談支援事業所にご相談ください。

「放課後等デイこのみ」をご利用される場合は、福祉サービス受給者証が交付されてから、
直接、多機能型事業所このみ へご連絡ください。

G Q Ñ Ò M Ĭ

多機能型事業所このみ

Tel 076-469-6301